

論文

Consett Iron Company, Limited の財務報告と収益勘定

—1864 年から 1869 年を中心に—

野 口 翔 平

概 要

I はじめに

本稿では、1864 年から 1869 年を対象として、Consett Iron Company, Limited (以下、Consett 社) における株主への財務報告の内容を明らかにし、1869 年に初めて収益勘定を株主へと報告するようになった背景について考察する。

1864 年に設立された製鉄会社である Consett 社は、設立初期には株主に財務報告をするにあたり、取締役報告書、貸借対照表と監査報告書を作成していた。これらの内容は、当時の他企業と比べて内容が充実しており、その背景には会社設立の経緯が関係していた。Consett 社の前身である Derwent Iron Company が経営危機に陥り、その工場等を買収する形で Consett 社が設立された。Consett 社の多くの株主は経営危機を経験し、また地域経済への影響を考慮し Consett 社を立ち上げた。このことが、Consett 社の財務報告の充実へと導いた。1869 年になると、損益計算書である収益勘定を株主へと報告するようになった。当時の会社法上では、損益計算書の作成規定は存在していなかった。そのような中、収益勘定を報告するようになったのは、利益額や配当額が減少し、それに対する株主の懸念を払拭する意図があった。この収益勘定は、経営管理に使用された会計システムから作成されたものであり、経営管理の会計システムに財務報告機能が追加された。

イギリスでは会社法制度が成立することで、その中で会計に関する規定が盛り込まれることになった。この会計規定の中には、株主への財務報告に関するものがあり、財務諸表の作成の指示があった。ただし、初期の会社法の中では貸借対照表に関する指示はあったものの、損益計算書を作成する指示はなかった。イギリス会社法に関する会計規定の変化やその意義については、先行研究で明らかにされている¹⁾。

しかし、会社法 (Companies Act) という名が初めて付けられた 1862 年会社法では、この会計規定は任意規定であり、会社法の規定をそのまま用いた会社もあったであろうが、会社の任意で修正することができ、会社によって会計処理や財務報告の内容等は異なった。したがって、それぞれの会社の置かれている経済状況や経営環境によって、会社の会計が異なる。そこで、個別会社の会計行動を考察するために、1862 年会社法によって設立された Consett Iron Company, Limited (以下、Consett 社) の財務報告実践を対象とし、その内容と変化について考察する。

Consett 社は 1864 年に設立された製鉄会社である。Consett 社の会計に関する先行研究には次のようなものがある。Richardson and Bass [1965] では、会計数値を分析し、Consett 社が如何に成

1) 例えば、先行研究として千葉 [1991] や山浦 [1993] をあげることができる。

功した会社であったかを示している。Church et al. [1994] では、Richardson and Bass [1965] の会計数値の扱い方に疑問を呈し、会計数値に修正を加え、Consett 社を分析している。これら二つの研究は会計数値を利用した Consett 社の財務分析であり、Boyns and Edwards [1995] が既に指摘しているように、Richardson and Bass [1965] の研究結果であろうと Church et al. [1994] の研究結果であろうと、Consett 社は当時としては成功した会社であったことがわかる²⁾。Boyns and Edwards [1995] は Consett 社の原価計算および意思決定に関する研究をしており、その中では原価計算が会社の意思決定に影響を与え、それによって長期的な成功に導いたものとしている。Baldwin et al. [1992] では、Consett 社の取締役報告書と貸借対照表に焦点を当て、特に減価償却に関する分析を行っている。

Consett 社は後述するように、設立時から毎年、株主に向けて取締役報告書、貸借対照表と監査報告書を作成している。1869 年になると、これらに加えて収益勘定を追加することになる。これは財務報告の変化である。このような変化があったことを、Baldwin et al. [1992] は指摘しているが、この収益勘定を研究対象から外している³⁾。会社法上では損益計算書に関する規定はないが、損益計算書である収益勘定を株主に報告していることは注目し得るだろう。このことから、以下本稿では、Consett 社の財務報告の内容を明らかにし、収益勘定を株主に報告するようになった原因を究明する。

II 会社法上の財務諸表の取扱

準則主義による会社成立を認めた点で、1844 年登記法 (Joint Stock Companies Registration Act) はイギリスにおける一般会社法の最初のも

のとされている。この中で、会計に関して帳簿と貸借対照表の作成、報告、開示および監査に関する規定が設けられている。具体的には、取締役は帳簿の中で正確に諸勘定を記入させ⁴⁾、監査人に提出する 14 日前までに帳簿を締め切り、完全かつ公正 (full and fair) な貸借対照表を作成することとされている⁵⁾。そして、この貸借対照表は、株主総会において、参加している株主に提示することとなっている⁶⁾。株主は、株主総会前の 14 日間と株主総会后 1 か月間、帳簿と貸借対照表を閲覧することができ、その複写と抜粋を受け取ることになっていた⁷⁾。監査に関しては、株主総会において、一人もしくはそれ以上の監査人を任命することとなっており⁸⁾、株主に提出される貸借対照表や諸勘定を監査することとなっている⁹⁾。このような 1844 年登記法における会計規定に関して、山浦 [1993] は、「1844 年会社登記法は会計制度の充実を通して、経営担当取締役ならびに業務執行役員の会計責任 (accountability) の履行を確保することをねらったのであって、これが会計規定導入の目的にほからならない¹⁰⁾」と指摘している。

その後 1855 年に有限責任法が成立し、1856 年になると株式会社法 (Joint Stock Companies Act) が成立した。この法律は、レッセ・フェール思想の信奉者であった Robert Lowe が主導権を握り成立したものであり、その影響は大きかった。そのため、この法律は会計制度についても大幅な自由を与えられたことが大きな特徴である。1856 年株式会社法の通常定款 Table B に会計に関する規定が示された。この通常定款というのは、会社独自の規約に関するものであり、これを修正

²⁾ Boyns and Edwards [1995] p.33.

³⁾ Baldwin et al. [1992] p.102.

⁴⁾ 1844 年登記法、第 34 条。1844 年登記法の条文は、Edwards [1980] (pp.16-17) を参照している。

⁵⁾ 同上、第 35 条。

⁶⁾ 同上、第 36 条。

⁷⁾ 同上、第 37 条。

⁸⁾ 同上、第 38 条。

⁹⁾ 同上、第 39 条。

¹⁰⁾ 山浦 [1993] 17 頁。

しない限り、会社法上の Table B が会社と株主を制約することとなる¹¹⁾。つまり、修正することで会社それぞれが規定を作ることができ、任意規定であった。Table B の中では、取締役は、商品、収入と支出に関する貨幣額および債権債務を真実な諸勘定に記録し、それは現金出納帳、仕訳帳および元帳の中で複式記入の原理に基づいて作成されることとされた¹²⁾。取締役は、株主総会前3か月以内に収支計算書を作成しなければならなかった¹³⁾。この収支計算書は、源泉別に総収入と項目別に総支出を示し、その差額で損益を計算し、株主総会に提出することとした¹⁴⁾。さらに、貸借対照表を毎年作成し、株主総会に提出することとし、その中には会社の資産と負債を含むこととしている¹⁵⁾。この貸借対照表の複写を株主総会の7日前に登録された株主の住所へと送達することとされた¹⁶⁾。この法律の中では、貸借対照表のひな型が示されており、それは借方に資本と負債、貸方に資産が計上されている、いわゆるイギリス式貸借対照表であった¹⁷⁾。監査に関しても、株主総会で選ばれた監査人は会社の諸勘定を調査し、貸借対照表が正確であるかを確かめることとしている¹⁸⁾。そして、監査人は貸借対照表と諸勘定に関

する報告をし、貸借対照表が完全かつ公正なものであるかを意見表明するものとしている¹⁹⁾。

本稿の研究対象である Consett 社は 1862 年会社法によって設立された。この 1862 年会社法は、1856 年株式会社法を中心に一連の会社関連法を総括した法律であり、会社法のマグナ・カルタと呼ばれた。この法律の会計規定は、上述の 1856 年株式会社法で規定されたものとほとんど変わらない。主要な改正であると思われる点は、1856 年株式会社法では複式記入の原理に従うこととされていたが、その点が削除されたことである²⁰⁾。

上述のように、1844 年登記法の時に貸借対照表を作成することが義務付けられ、株主へと報告されるようになった。その後 1856 年株式会社法からは、作成自体は任意規定ではあるが、貸借対照表の作成に関する規定が存在し、ひな型も提示され、貸借対照表が財務報告の中心とされたことがわかる。

一方で、損益計算書は、イギリス会社法上ではどの時点で規定されたのか。それは、1929 年会社法であるという。そこでは、取締役は、株主総会前に損益勘定を提出しなければならないとし、一方で営業活動を行っていない会社の場合は収支計算書の提出を求めている²¹⁾。このように、損益勘定つまり損益計算書と収支計算書を区別し、営業活動をしている会社には損益計算書の提出を要求している。損益計算書が会社法の中で規定されたのが、貸借対照表より遅かった理由について渡邊 [2005] は次のように推察している。「貸借対照表の規定が損益計算書のそれに先行したのは、一つには、損益計算書は、損益勘定によって代行できたが、貸借対照表は、決算残高勘定が〔借方：諸口、貸方：諸口〕と表示されることもあった実務のもとでは、必ずしも残高勘定で貸借対照表に

11) 1856 年株式会社法、第 8 条。1856 年株式会社法の条文は、Edwards [1980] (pp.19-23) を参照している。

12) 同上、第 69 条。

13) 同上、第 70 条。

14) 同上、第 71 条。

15) 同上、第 72 条。

16) 同上、第 73 条。

17) イギリス式貸借対照表に関して、高寺 [1971] (440 頁) はその原型は東インド会社やイングランド銀行によって創造されたと指摘している。さらに、「開始残高勘定を所有経営者または企業経営者の勘定の実在形態と解すれば、イギリス式貸借対照表が、この経営者の勘定を伝達する手段として、それを作成（伝達）する主体である経営者を主格の地位におき、作成されてきたことには、それ相当の合理性があったといわなくてはならないであろう」（高寺 [1971] 469-470 頁）と指摘し、イギリス貸借対照表の場合、負債と資本を借方に、資産を貸方に記載するのは、この表の主格が経営者を示していることに由来しているとされた。

18) 1856 年株式会社法、第 74 条。

19) 同上、第 83 条。

20) 1862 年会社法、第 78 条。1862 年会社法の条文は、Edwards [1980] (pp.24-29) を参照している。

21) 1929 年会社法、第 123 条。1929 年会社法の条文は、Edwards [1980] (pp.49-63) を参照している。

おける財政状態の一覧機能を代行することが出来なかったためではなかろうか。今一つは、損益計算書には、取引先や利益率等の営業上の内部情報が貸借対照表よりもより多く含まれていたため、それらの情報をすべてディスクローズすることに躊躇したためとも推測できる²²⁾』としている。

しかし、会社法の中で規定されなければ、損益計算書を報告しなかったかというところというわけではない²³⁾。会社法に規定されている以外のことを行うことが禁止されていたわけではなく、会社法に準じた規定を利用していた会社でも財務報告の内容を規定以上のものにするにはできただろう。また、1856年株式会社法や1862年会社法の中では会計に関する規定は任意規定であったため、会社独自の会計規定を定めることができた。そのようなことから、会社の状況によっては、損益計算書を株主に対して報告していたことが考えられる。その一つがConsett社である。以下からは、Consett社の財務報告がどのようなものであり、何が原因で損益計算書を株主に報告するようになったのかを考察する。

III Consett 社の設立

Consett社はDerwent Iron Company（以下、Derwent社）の資産を買収することで設立された会社である。この買収の経緯は、1857年のNorthumberland and Durham District Bank（以下、NDDB）の経営破綻に端を発した。Derwent社は、製品である鉄価格が上昇しているときでさえも、利益をだすことができなかったようであり、その経営はひどいものであった²⁴⁾。そのような中、Derwent社は、NDDBから借り入れしており、銀行の倒産時には、約1,000,000ドルの負債があっ

た²⁵⁾。つまり、Derwent社はこの銀行に多くを依存していたようである。そして、NDDBがつぶれたことによって、Derwent社も経営破綻に直面することとなった。

Derwent社に対する今後の対応として、二つの対立したグループがあった。一つは、即座にDerwent社を清算することを求めるグループである。このグループには、ロンドンの銀行を中心とした人物たちが構成されており、彼らは債権を迅速に決済するために、会社の清算を要求した。もう一つは、NDDBの株主やDerwent社の取引先からなるグループであり、彼らは工場を閉鎖することで損失を被る立場にあった²⁶⁾。第二のグループは、Derwent社の破綻が地域経済へのダメージにつながると考えていた。当時の雑誌には、Derwent社の操業停止が近隣の地区だけでなく、地区全体に影響を及ぼすものと記載され、Derwent社の経営が人口30,000人を支える唯一のものと言われた²⁷⁾。また、NDDBの債権者や株主の中には、Derwent社に鉄鉱石を供給していた人物がおり、鉄製品の輸送を主たる営業活動としていた鉄道もあった²⁸⁾。このような中、この地域の株主はDerwent社の資産を購入するためにDerwent and Consett Iron Company（以下、DCIC）を設立した。これが一度目の再建である。DCICの株主の半数以上はイギリス北東地域に住んでおり、その中でも大株主となったのがPriestman家であり、Jonathan Priestmanが当該会社の経営者となった。そしてもう一人経営者としてDavid Dale²⁹⁾が雇われた³⁰⁾。DCICは不況

22) 渡邊 [2005] 157頁。

23) Edward [2019] (p.173) は、1919年のSteel Company of Scotland, Limitedの損益計算書の例を示している。

24) Baldwin et al. [1992] p.100.

25) *Ibid.*; Warren [1990] p.22.

26) Wilson [1973] p.26.

27) Warren [1990] p.23.

28) Wilson [1973] p.26.

29) D. Daleはクエーカー教徒であり、Stockton and Darlington 鉄道の財務担当として仕事を始めた。鉄道会社における会計実務は当時の最良のものであったとされており、D. Daleが製鉄業に移動してきたことが、製鉄業の会計に影響を与えた可能性がある。しかし、1950年代以前のStockton and Darlington 鉄道は

であったにも関わらず、設立してから6年間、利益をあげていた。しかし、約1,000,000ドルでDerwent社の資産を購入しようと考えていたが、資金を集めることができず、この計画は失敗に終わった³¹⁾。そして、二度目の再建により、1864年にConsett社が設立された。

Consett社設立時には、40,000株を発行し、そのうち約半分はNDDBの債権者たちに割り当てられた。残りは、DurhamやTyneside内もしくはその周辺の人たちに購入された³²⁾。その結果、地域経済の維持を意識した人たちが主要な株主となった。設立時の株主の職業の構成は次の通りである。株主の34%が専門職（弁護士、会計士、銀行家、聖職者、医者）、33%が私人（実業家、農家、未婚女性、未亡人、貴族）、24%が産業従事者（工場所有者、従業員）、残り9%が商人であった³³⁾。職業層が幅広いのは、銀行と取引があった人々に由来していることを反映している³⁴⁾。そのため、株式の地域的な分散はほとんど見受けられないが、職業的な分散は進んでいた。

会社設立時には、趣意書が作成されており、その中では9人の取締役³⁵⁾を置くことが説明されている。その内、Jonathan PriestmanとDavid Daleが経営の専門家として任命された³⁶⁾。この点は、DCICと同じであった。D. Daleは財務担当として、J. Priestmanは鉄やコークスの製造担当

として、経営を任された³⁷⁾。また、趣意書の中には、Consett工場、Crookhall工場とBradley製鉄工場とそれに付随する土地等を購入する契約が結ばれ、これらの購入金額が295,318ポンド8シリングであることが記載されている³⁸⁾。Derwent社の資産を購入しようとして失敗したDCICは元々1,000,000ドルを支払う予定であった。それと比べると、Consett社は工場等の資産を手に入れるのに、約295,318ポンドというのはかなり安価であったことがわかる。そして、これによって、間接費（減価償却費）が長期にわたり少なく済んだとされ、Consett社が競争力を手にした要因の一つと考えられている³⁹⁾。Consett社が競争力を持った要因のもう一つは、石炭の価格である。Consett社が採掘する鉱石は高価なものであったが、石炭は2シリングから2シリング6ペンスの価格であり、比較的安価に採掘することができた⁴⁰⁾。このようにConsett社は経営上有利な状況にあったと当時考えられていたため、趣意書が発行されてからConsett社の株は買い占められ、プレミアムを付けても購入できないほどとなった⁴¹⁾。

上述したように、Consett社は、銀行の経営破綻によるDerwent社の経営危機を原因として設立された。この経緯は財務報告に対して強い影響を与えたと考えられている⁴²⁾。Consett社は地域経済を守ることを主目的とした株主が多くを占めており、また彼らは元々Derwent社の株主や債権者等の関係者であった。Consett社が経営破綻すれば、Derwent社の場合と同様、地域経済に悪い影響を与えることは必至であり、Consett社の株主は経営状況に強い関心があったであろう。そして、株主の満足を満たす会計責任を果たす必

株主に対して貸借対照表が作成されておらず、財務報告のレベルはそこまで高いものではなかった (Baldwin et al. [1992] p.101).

30) Warren [1990] p.23.

31) *Ibid.*, p.25.

32) Wilson [1973] p.43.

33) *Ibid.*

34) *Ibid.*, p.44.

35) Henry Fenwick, John Henderson, James Edward Coleman, Joseph Whitwell Pease, Thomas Spencer, Joseph Norman Wilson, Jonathan Priestman, David Dale の9名である。

36) DRO D/Co 24/1. (この資料は、Durham County Record Office に保管されているものである。引用する際は、資料番号を示すものとする。)

37) Boyns and Edwards [1995] p.34.

38) DRO D/Co 24/1.

39) Warren [1990] p.25.

40) *Ibid.*

41) *Ibid.*

42) Baldwin et al. [1992] p.100.

要があり、そのためには同時代の他社よりも財務報告のレベルを強化する必要があったことが考えられる。

IV 1864年～1868年の財務報告

1. 取締役報告書

Consett社は、6月末を決算日とする一年を会計期間とし、毎年6月末の日付の貸借対照表を作成し、株主総会の招集通知の中に取締役報告書、監査報告書と一緒に株主に郵送した。株主総会は、毎年8月もしくは9月に開催されており、株主総会の議事録をみると、株主に郵送された取締役報告書、監査報告書、貸借対照表が説明される形で議事が進んでいたようである⁴³⁾。そのため、株主総会前に株主に送られた資料が、株主への説明そのものであり、財務報告そのものといえる。

取締役報告書の中には主に三つの内容が記載されていた。第一は、配当可能利益、配当額等と繰越利益の金額が説明されている。例えば、1865年取締役報告書の中では、収益勘定から計算された利益から工場の追加と改良に関する備えと炭鉱の拡張に関する備えを差し引いた額を分配可能な利益とし、その金額は30,058ポンド8シリング5ペンスとしている。そして、中間配当として既に支払った金額14,000ポンドと、株主総会後に支払う配当予定額16,000ポンドを分配可能利益から差し引いた58ポンド8シリング5ペンスが次年度への繰越利益となると説明されている⁴⁴⁾。

配当可能利益がどのように計算されているかは、取締役報告書の中では確認できない。しかし、取締役会の議事録の中に、この利益に関する報告がある。配当は、一年度の間に2回行われており、

中間配当として2月に半期の配当可能利益が計算され、期末配当として7月に1年間の配当可能利益が計算される。例えば、1865年2月11日の取締役会では、1864年7月からの半年間の利益が報告された。そこでは、まず半年間の製造利益(manufacturing profit)が27,154ポンド8シリング9ペンスと示され、そこから利息や所得税の合計2,214ポンド12シリング9ペンスが差し引かれている。さらに、そこから新しい工場に掛かる費用1,370ポンド4シリング11ペンスを引き、昨年度からの繰越利益である488ポンド4シリング1ペンスを加えることで、半期の配当可能利益が24,057ポンド15シリング2ペンスと計算され、報告された⁴⁵⁾。そして、中間配当が一株当たり7シリングとされ、前述したように全体としては14,000ポンドを株主たちに支払った。その結果、次の半期に繰り越された利益は10,057ポンド15シリング2ペンスであったことがわかる。そして、1865年7月に1865年1月から半年間における配当可能利益が報告された。中間配当の金額を決めた際の配当可能利益の計算と同じように計算された。製造利益が示され、そこから利息や所得税と準備金が差し引かれ、中間配当の際に繰り越された利益を加算することで、配当可能利益を計算した。この年のそれは16,546ポンド12シリング6ペンスであった⁴⁶⁾。

図表1は1865年から1869年までの利益額、年間の配当額、配当率をまとめたものである。1865年と1866年は配当率10%であった。この10%は当時としてはとても高い数字である。例えば、鉄道規制法では配当率が10%以内になるように、配当額を決めるように要請されていた⁴⁷⁾。実際に、配当率が10%を超える配当を出すということはなかったようである⁴⁸⁾。このようなことから、10%という配当率は高いものであることがわか

⁴³⁾ 株主総会の議事録(DRO D/Co 1/1)を確認すると、株主に送られた取締役報告書と監査報告書がそのまま記録されている。貸借対照表に関しては、そのものが議事録に記載されることはなかったが、報告されたことが記録されている。

⁴⁴⁾ DRO D/Co 24/1.

⁴⁵⁾ DRO D/Co 2/1.

⁴⁶⁾ *Ibid.*

⁴⁷⁾ 中村 [1991] 59頁.

⁴⁸⁾ Broadbridge [1970] p.65.

図表 1 1865 年から 1869 年の利益額、配当額および配当率

	1865年	1866年	1867年	1868年	1869年
利益額（£）	30,058	35,872	28,401	23,447	37,040
配当額（£）	30,000	30,000	23,436	25,800	25,875
配当率（％）	10	10	$7\frac{1}{2}$	$7\frac{1}{2}$	$7\frac{1}{2}$

DRO D/Co 2/1 より作成。

注) 利益額、配当額および配当率は貸借対照表上の金額と取締役報告書上の金額を用いている。1864年の金額に関しては、設立後まもないため半年分の金額しか報告されておらず、ここでは省略した。金額に関して、ポンド以下は省略している。

る。しかし、Consett 社においては、1867 年から利益額が下がったことによって、配当額と配当率が下がっている。また、1868 年には、配当額が利益額を上回っており、繰越利益を取り崩すことで配当を行ったことがわかる。

取締役報告書の内容の第二は、工場に関する取締役の意見や改善点についてである。1865 年の場合、Bishop Wearmouth 製鉄工場について説明されている。この工場は、会社設立時の契約の中に含まれたものであり、その際に購入せざるを得ないものであったが、取締役は売却したいと考えており、これに関して株主総会で承認してもらえるか確認するとしている⁴⁹⁾。他にも、1864 年の時に取締役がパドリング能力を引き上げ、生産量を増加させるために、新しいパドリング工場の建設を進めたいと述べていたが、鉄の取引不況が生じたため、新しい工場の建設を見送ったとしている⁵⁰⁾。さらに、このパドリング工場について、1866 年の取締役報告書によると、別会社の工場等を購入することで問題が解決できるとしている。この工場は、Consett 社に隣接している工場や炭鉱等であり、以前から交渉を進めており、購入の同意を得た。この工場を手に入れることで、重複しうる多くの経費を抑えることができると取締役は考え、株主に許可を得たいとしている⁵¹⁾。

1868 年の取締役報告書の中では、ガスを排出するための高炉に付属する煙突の建設が進んでおり、高炉の再建を行うことが説明されている⁵²⁾。

取締役報告書の内容の第三は、取締役や監査人の辞任や任用についてである。基本的には、任用期間が過ぎたことによって辞任をするが、再任を妨げるものとなっていないので、そのまま再任されることが多かったようである⁵³⁾。

Consett 社の取締役報告書の中で注目すべきは、前述した工場に関する意見を取締役が示している点である。この点は、当時の他社の財務報告よりも詳細に示されている。例えば、Consett 社と同じ製鉄会社である Staveley Coal and Iron Company, Limited⁵⁴⁾（以下、Staveley 社）の取締役報告書の中では、利益額の説明、そして配当等の利益処分に関する説明、貸借対照表上の数値の説明、役員の辞任と再任に関する説明が行われており⁵⁵⁾、工場等の評価やその意見に関することは

51) *Ibid.*

52) DRO D/Co 1/1.

53) DRO D/Co 24/1.

54) Staveley 社は、個人事業主として Richard Barrow が経営していた炭鉱や鉄工所をもとに、1862 年会社法によって、1863 年 12 月に設立された株式会社である。大規模な設備投資を行った結果、資金面に問題があったと考えられる。また、R. Barrow は未婚であり、後継者がいなかった。これらのことが、R. Barrow に株式会社を設立させる要因となった（Chapman [1981] pp.42-45, p.70）。

55) D3808/1/2/1。（この資料は、Derbyshire Record

49) DRO D/Co 24/1.

50) *Ibid.*

報告されていない。このように、Consett 社で行われているような取締役が工場等の意見を表明することは、経営危機を経験し経営状況に懸念を感じている株主の財務報告に対する満足を高めることを意図していたのであろう。

2. 貸借対照表

図表 2 は 1865 年の貸借対照表である。現在の貸借対照表とは異なり、借方に負債・資本、貸方に資産が記載されている。イギリス式貸借対照表の形式である。1865 年貸借対照表には、Consett 社設立時に工場等の資産を購入した金額が記載され、そこに当該年度に購入した建物の金額を合計することで固定資産の金額を表している。注意が必要なのは、在庫の項目の中にも備品等の固定資産に関わる項目が入っていることである。固定資産と流動資産を明確に区別しているわけではなく、設立時の固定資産に関するものと、そうでないものとで区別している。借方側には、資本金の項目と種々の負債に関する項目が記載され、利益の金額が明示されている。1865 年の貸借対照表であれば、前年度から繰り越されてきた利益から、1864 年 9 月に支払われた前年度の期末配当の金額を差し引き、当該年度の利益を合計している。そして、1865 年 3 月に支払われた中間配当の金額を引くことで、期末配当前の利益を示している。この金額から期末配当額を差し引いたものが実際の繰越利益となる。貸借対照表の貸借を一致させた後に、偶発債務についても記載がされている。この項目は貸借を一致させた後に記載されていることから、厳密には言えば、貸借対照表上の項目ではなく、オフ・バランス項目として注記されている。このような貸借対照表の形式や項目は、会社設立時の 1864 年から 1868 年までは大きな変化はない。

取締役報告書との関係で貸借対照表を見ると、

Office に保管されているものであり、引用する際は資料番号を示すものとする。）

前項で示した 1865 年取締役報告書の中で示された Bishop Wearmouth 製鉄工場の売却に関して、次年度に実際に工場を売却していることが 1866 年貸借対照表からわかる。貸借対照表の貸方側に工場の売却に関する項目が 11,302 ポンド 1 シリングと計上され、Consett 社設立時の資産から差し引かれている⁵⁶⁾。1867 年貸借対照表には、Shotley Bridge 製鉄工場を購入し、その金額が資産として 45,400 ポンド 14 シリング計上されている⁵⁷⁾。これは、1866 年取締役報告書で説明された Consett 社に隣接している工場を購入した結果である。

3. 監査報告書

Consett 社設立時の監査人は Geo. Edwin Swithinbank と William C. Ponsford の二名であり、1876 年までは継続してこの二人が監査人を務めた⁵⁸⁾。

1864 年の会社設立後初めての監査報告書では以下の三つについて記載されていた。第一に、監査人は、1862 年会社法の規定および会社の通常定款にしたがって、帳簿を監査し、貸借対照表と会社の勘定を調査したこと。第二に、帳簿は正確に記録されており、提出された貸借対照表は完全かつ公正であり、会社の事業の状況に関して真実かつ正確な概観 (a true and correct view of the state of the Company's affairs) であること。第三に、会社は、監査人に、必要な情報や説明を提供してくれ、監査自体は満足のいくものであったこと。このような三つのことについては毎年、監査報告書の中で説明されていた。

1865 年の監査報告書から、これらの三つに加え、会社の利益や経営に関しても一言であるが言及されるようになった。例えば、1865 年の監査報告書の中では、取締役報告書で説明された工場

⁵⁶⁾ DRO D/Co 24/1.

⁵⁷⁾ *Ibid.*

⁵⁸⁾ 1877 年から Geo. Edwin Swithinbank と Fred. R. Goddard が監査人を務めた。

図表 2 1865 年の貸借対照表

BALANCE SHEET

of the

Consett Iron Company, Limited

MADE UP TO THE 30TH OF JUNE, 1865

Dr.

Cr.

CAPITAL AND LIABILITIES.				PROPERTY AND ASSETS.					
	£	s.	d.	£	s.	d.	£	s.	d.
SHARE CAPITAL									
37,461 Shares £7 10s. Per Share paid	280,957	10	0						
2,539 Shares £10 per Share paid	25,390	0	0						
				306,347	10	0			
Creditors on Loans secured by Bond	26,340	0	0						
Creditors on Montagages	22,000	0	0	48,340	0	0			
Creditors on Trade Account				43,511	12	3			
				<u>£398,199</u>	<u>2</u>	<u>3</u>			
Balance of Profit, 1st July, 1864	14,388	16	1						
Less Dividend of 7s. per Share declared 29th September, 1864	13,900	12	0						
	488	4	1						
Profit to 30th June, 1865	30,058	8	5						
	<u>30,546</u>	<u>12</u>	<u>6</u>						
Less Interim Dividend of 7s. per Share, paid 1st March, 1865	14,000	0	0						
				16,546	12	6			
				<u>£414,745</u>	<u>14</u>	<u>9</u>			
CONTINGENT LIABILITIES.									
Bills receivable under discount				£53,119	18	8			
				<u>£414,745</u>	<u>14</u>	<u>9</u>			

DRO D/Co 24/1 より作成.

の拡充と改善に関する支出を収入から差し引くことで利益が計算されている点に株主は注目すべきだと記述されている⁵⁹⁾。1866年には、経営結果

は満足のいくものであるとしている⁶⁰⁾。1867年には、今までにない不況であったことに触れ、その中でも年度の経営による利益は、とても大きなも

59) DRO D/Co 24/1.

60) *Ibid.*

のであったとしている⁶¹⁾。また、取締役たちが不況期に特別な配慮と注意を向けながら経営していたことに対して、株主から最大限の感謝を受け取る権利があることを表明しなければならないとしており、監査人は取締役を讃えた⁶²⁾。監査人が取締役たちを批判するようなことはなかったようであるが、このような監査人が会社経営に関する意見を示しているのはこの会社の特徴であろう。例えば、1864年と1865年における Staveley 社の場合、監査人は貸借対照表に署名と「調査し、正確であった (Examined and found correct)」と記載するのみであり⁶³⁾、経営に関して意見することもなかった。このような意味で、Consett 社の監査報告書は、他社よりも充実していた。取締役報告書でも同じように、Consett 社は経営に関して株主に意見を伝えることで、彼らの懸念を払拭する狙いがあったのであろう。

V 1869年の財務報告

1. 取締役報告書・貸借対照表・監査報告書

1869年の取締役報告書も以前のものと同様に利益や配当に関する説明から始めているが、ここに「初めて収益勘定を株主に提出した⁶⁴⁾」ことが記載されている。この収益勘定に関しては次項で説明するが、経営結果を詳細にしているものと説明されている。収益勘定によって、純利益 (net profit) が 37,040 ポンド 17 シリング 1 ペンスであることが説明され、これを配当や準備金の源泉とするとしている。具体的には、中間配当として 8,625 ポンド、期末配当として 17,250 ポンド、高炉再建の仮勘定への振替に 10,000 ポンドとしている。その結果、繰越利益が 1,165 ポンド 17 シ

リング 1 ペンスであった。取締役たちは、鉄価格は限定的な上昇しかしていないが、賃金が増加していることを考慮すると、今年の経営は満足のいくものであったと述べ、当期の経営成績を総括した⁶⁵⁾。

1869年取締役報告書の中には、1868年取締役報告書で説明された高炉の再建に関する続報が書かれている。1868年時点では、再建に 18,756 ポンド 5 シリングを支出しており、この支出により燃料の効果的な節約が可能であるとした。また、高炉を他にも建設することで、鍛冶場と製鉄所の近くに、銑鉄を生産するうえで最も改良された高炉群を配置できると説明した⁶⁶⁾。高炉再建に支出された金額は、貸借対照表の貸方に建設仮勘定が設けられており、同額が計上されている⁶⁷⁾。この貸借対照表は前年までの形式と同じであり、違いはない。

Geo. Edwin Swithinbank と William C. Ponsford によるこの年の監査報告書は、前年までのものと大きく違いはない。会社法や定款に従い監査を行い、帳簿には正確に記録されており、貸借対照表は完全で公正であることが記されている。収益勘定で計算された純利益を示し、当該年度の経営も満足できるものであったとしている。また、中間配当後の繰越利益から、配当可能利益を示している⁶⁸⁾。

2. 収益勘定

収益勘定が初めて株主に報告され、これは「6月30日を終わりとする一年間の同社の経営結果を詳細に示している⁶⁹⁾」としている。1869年の収益勘定 (図表3) の貸方には、主に部門ごとの利益が計上されている。貸方の第一項目は、会社の最終製品であるレールや銑鉄などから獲得できた

61) *Ibid.*

62) *Ibid.*

63) D3808/1/2/1. Staveley 社の監査に関しては、Baldwin [1994] (pp.7-8) を参照。

64) DRO D/Co 24/1.

65) *Ibid.*

66) *Ibid.*

67) *Ibid.*

68) *Ibid.*

69) *Ibid.*

図表3 1869年の収益勘定

DR.		REVENUE ACCOUNT		OF THE		CONSETT IRON COMPANY, LIMITED		FOR THE YEAR ENDING JUNE 30TH, 1869		CR.	
		£	s. d.	£	s. d.			£	s. d.	£	s. d.
To Interest		4,174	7 10			By Profit on Rails, Plates, Puddled Bars, Pig Iron, and Castings				10,063	6 3
„ Income Tax		645	1 5			} „ Profit on Coke					
„ Abatement in Value of Engines		500	0 0				Sold	6,746	16 10		
				5,319	9 3	Used	2,977	6 8			
Balance being Profit				37,040	17 1					9,724	3 6
						„ Profit on Coals					
						Sold	648	15 5			
						Used					
						In Coke for Sale	7,157	18 0			
						By Works	7,779	10 11			
									14,937	8 11	
										15,586	4 4
						„ Profit on Fire-Clay				542	14 7
										35,916	8 8
						„ House and Cottage Rents				3,639	9 5
						„ Rent of Land				420	12 7
						„ Royalties				2,383	15 8
										£42,360	6 4
										£42,360	6 4

DRO D/Co 24/1 より作成.

利益が計上されている。次に、コークスに関する利益である。この項目は、販売と使用の二つごとに利益が計上されている。販売に関しては市場でコークスを販売することで得た利益であり、使用に関しては会社内の別部門において利用されたコークスから得た利益である。石炭の利益に関しても、コークスと同様、市場での販売に関するものと会社内の別部門での使用によるものと区別して利益が計上されている。その他に、建物の賃貸料などの収益が計上されている。一方、借方には、利子、所得税とエンジン価値の減少（Abatement in Value of Engines）に関する費用が計上されて

いる。そして、貸方と借方の差額が会社全体の利益として計算されている。

貸方に計上された利益の中でも、使用によって獲得した利益は、別部門で利用することで得た利益であり、振替価格を使うことで計算されたものである。Consett社は、1867年1月1日から石炭とコークスを会社内部で使用した場合、その製品の製造原価を上回る金額で、別部門に振り替えるようになった。このことは、1867年の取締役報告書に、「鉄工所と区別して、炭鉱とコークス炉の業績を明確に示すために、1月1日から取締役は、使用した石炭とコークスに利益を負担する原

則を採用しており、その結果、6月30日の在庫は価値が高められている⁷⁰⁾と記載されており、振替価格を採用した理由は部門の業績評価の必要性からであることがわかる。Boyns and Edwards [1995]によると、初期の振替価格は製造原価を上回ってはいるものの、市場価格とは連動していないようであり、1869年のコスト分析の帳簿から、コークスへの振替価格が市場価格と連動するようになってきたようである。一方で、鉄工所への振替には、事前に決められた価格が利用されていた。このような振替価格を利用した会計システムを採用することで、石炭とコークスの利益を計算できるようになり、以前であれば鉄の販売に充てられていた利益を、その源泉である石炭やコークスに割り当てられるようになった⁷¹⁾。そして、これが収益勘定上で報告された。

取締役報告書の中で、収益勘定は、一年間の経営結果を詳細に示しているものであると説明しており、そして先述したように、収益勘定で計算された利益から、配当や準備金が設定されたことから、配当可能利益を計算し、その原因を部門ごとに示していることがわかる。部門ごとの収益と費用の金額はわからないが、部門ごとの利益が示されており、部門の業績を把握することはできる。この利益は上述したように振替価格を利用したものであり、収益勘定は単純な収支計算を行ったものではなく、損益計算書である。このように、収益勘定では、経営成績を説明するために、部門ごとの利益から会社全体の利益つまり配当可能利益が計算されており、損益計算書であると考えられる。

それでは、会社法で損益計算書を報告するようになる前に、なぜ収益勘定を報告するようになったのか。収益勘定の中では配当可能利益が計算されていることから、配当との関係性があると考えられる。図表1で示したように、1867年から配

当額も配当率も下がり、1868年の配当額は当時の利益額を上回り、前年度までの繰越利益を利用して配当を行っていた。このような配当の減少を原因として、株主への会計責任を果たすために、取締役は株主に収益勘定を報告した。貸借対照表だけでは、利益額がわかるものの、その源泉はわからない。そのため、部門ごとの利益を示し、会社全体の利益を計算した収益勘定を示すことで、利益の発生原因を示した。Consett社の多くの株主は、Consett社の前身の倒産危機を経験しており、また地域経済への影響を気にかけている人たちであった。会社を潰さずに維持するために、配当や積立金の財源となる利益がどのくらいあり、その利益額になる原因を説明するように株主たちは望んでおり、それらを実現させたのが収益勘定であった。

上述したように、収益勘定で示された部門ごとの利益の一部は、振替価格を利用することによって計算されたものである。振替価格による利益計算が採用された理由も上述したが、1867年取締役報告書によると、部門の業績を評価するためであった。部門ごとの利益を計算し、利益に責任を持たせることで、それぞれの部門をプロフィットセンターとして扱った。このような業績評価システムを導入することにより、長期的な意思決定に影響を及ぼし、Consett社の成功に導いたとされている⁷²⁾。このような経営管理を中心として設計された会計システムを使い、株主への報告のための収益勘定が作成されたことになる。言い換えると、経営管理を意図した会計システムに、株主報告の機能が追加されたといえる。

VI おわりに

Consett社は、前身の会社が経営破綻に陥ったことによって設立された会社であった。Consett社の株主の多くは、倒産することによる地域経済

⁷⁰⁾ *Ibid.*

⁷¹⁾ Boyns and Edwards [1995] p.38

⁷²⁾ Boyns and Edwards [1995], p.47.

への影響を懸念し、Consett 社の設立を望んだ。株主は、このような経験をしているため、他社の株主よりも経営状況に強い関心を寄せていた。そして Consett 社の取締役は、当時の他社よりも、詳細な財務報告を行うことになった。特に、取締役報告書には、会社の工場に関する取締役の意見や評価を表明した。また、監査人も、経営に対して意見を表明した。意見を表明することで、株主の懸念を払拭する狙いがあった。

Consett 社の利益は 1867 年から下がり、配当額や配当率も下がった。そのような中、1869 年から、損益計算書である収益勘定を株主に報告するようになった。収益勘定の中では、部門ごとの利益を示すことで、会社全体の利益を計算している。配当の源泉である利益の発生原因を示していることになる。部門ごとの収益と費用は計上されていないが、利益額や配当額の低下の原因がどの部門で発生しているのかを把握することが可能となった。このような収益勘定の報告も、利益の減少がもたらした財務報告の強化とみなすことができる。さらに、収益勘定に計上された部門の利益は、製品の販売によるものと内部利用のものに分けて記載されており、内部利用の利益は内部振替価格を利用して計算されたものである。この振替価格の利用は、部門の業績評価のために採用されたものであり、Consett 社の長期的な意思決定に役立ったものであった。このように経営管理に利用された会計システムを利用することで収益勘定が作成され、それが財務報告に転用された。経営管理に利用されていた会計システムに財務報告機能が追加されたといえる。

参考文献

- Baldwin, T. J., Berry, R. H. and Church, R. A. [1992] "The Accounts of the Consett Iron Company, 1864-1914", *Accounting and Business Research*, Vol.22, No.86, pp.99-109.
- Baldwin, T. [1994] "Management Aspiration and Audit Opinion: Fixed Asset Accounting at the Staveley Coal & Iron Company 1863-1883", *Accounting and Business Research*, Vol. 25, No. 97, pp.3-12.
- Boyns, T. and Edwards, J. R. [1995] "Accounting Systems and Decision-Making in the Mid-Victorian period: the Case of the Consett Iron Company", *Business History*, Vol.37, No.3, pp.28-51.
- Broadbridge, S. [1970] *Studies in Railway Expansion and the Capital Market in England 1825-1873*, Guildford and London.
- Chapman, S. [1981] *Stanton and Staveley*, Cambridge.
- Church, R., Baldwin, T. and Berry, B. [1994] "Accounting for Profitability at the Consett Iron Company before 1914: Measurement, Sources, and Uses", *Economic History Review*, Vol.47, No.4, pp.703-724.
- Derbyshire Record Office, Stanton and Staveley Ltd, Formerly Staveley Coal and Iron Company and Stanton Ironworks Co, Led, Reference: D3808.
- Durham County Record Office, Consett Iron Company, Reference: D/Co.
- Edwards, J. R. (ed) [1980] *British Company Legislation and Company Accounts 1844-1976*, New York.
- Edwards, J. R. [2019] *History of Corporate Financial Reporting in Britain*, New York.
- Richardson, H. W. and Bass, J. M. [1965] "The Profitability of the Consett Iron Company before 1914", *Business History*, Vol.7, pp.71-93.
- Warren, K. [1990] *Consett Iron, 1840 to 1980: A Study in Industrial Location*, Oxford.
- Wilson, A. S. [1973] *The Consett Iron Company Limited: a Case Study in Victorian Business History*, Durham theses, Durham University. Available at Durham E-Theses Online.
- 高寺貞男 [1971] 『会計政策と簿記の展開』ミネルヴァ書房。
- 千葉準一 [1991] 『英国近代会計制度—その展開過程の探究』中央経済社。
- 中村萬次 [1991] 『英米鉄道会計史研究』同文館。
- 山浦久司 [1993] 『英国株式会社会計制度論』白桃書房。
- 渡邊泉 [2005] 『損益計算の進化』森山書店。
- (付記)
本稿は、日本大学産業経営研究所「研究プロジェクト」

の助成を受けたものである.